

小田原市立学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

季節性インフルエンザにり患した場合の欠席連絡等について（お願い）

日頃から本市の学校保健の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

児童生徒が季節性インフルエンザとして診断された場合、これまでは医療機関で健康手帳に出席停止期間等を記入してもらうようお願いしていましたが、**今後は、保護者ご自身で病名と別紙早見表による出席停止期間、受診した医療機関名を健康手帳に記入していただく**ことになりました。健康手帳は登校再開後（出席停止期間明け）に学校へ提出してください。

また、**季節性インフルエンザで学校を欠席する場合は、電話でご連絡**くださるようお願いいたします。

なお、お子様が体調不良の場合には登校を控えていただく等、引き続き感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。

参考

○インフルエンザの出席停止期間早見表

（ 問い合わせ先
学校安全課 33-1691 ）

【インフルエンザの出席停止期間早見表】 ※学校ホームページにもアップしてあります

インフルエンザによる出席停止期間の基準は学校保健安全法施行規則により「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と定められています。

	発症日	発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →								
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		← 出席停止期間 →								
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		← 出席停止期間 →								

【曾我小学校では】

教育委員会からの通知のように、季節性インフルエンザにり患した場合の欠席連絡は、お電話でお願いします。出席停止期間の確認や、健康手帳、リモート授業参加にかかわるクロームブックのお届け等の相談をさせていただきます。【問い合わせ先 曾我小 教頭 42-2278】